

# 若越郷土研究

36の5

## 近世敦賀の 百五拾人講経営

小泉 義博

はじめに

近世の庶民金融の方法の一つとして、無尽（頼母子とも称す）が重要な位置を占めていたことは周知のところである。幸いに筆者はこれまでにいくつかの無尽関係の史料を検討することにより、その経営方法の詳細を示すことができた。<sup>〔1〕</sup>しかし無尽の経営方法はさぶる多彩であるために、これまでに取り上げられた経営のあり方とは全く相違した方法で運営される無尽も、まだいくつかがあるのである。本稿では、そうした特殊な経営方法の無尽の

小泉 近世敦賀の百五拾人講経営

一つとして、寛政一二年（一八〇〇）二月から敦賀郡で経営された百五拾人講と称される無尽を取り上げて、その具体的なあり方を検討してみたいと思う。

百五拾人講のごとき特殊な経営方法の無尽を検討するに先立って、まず通常の無尽の典型的な経営原則（漸減掛銀・均一落札銀・掛戻）型を第一表に示して、そのあり方の概略を説明しておきたい。

第1表 通常の無尽の掛銀設定の事例

	設定事例 1					
	講元収入			講元支出		講元一人当たりの掛銀
	小掛銀額	掛戻銀額	小計	落札銀		
1	10	10	—	100	100	109
2	9.9	9	11	100.1	100	107.9
3	9.8	8	11	100.4	100	106.7
4	9.6	7	11	100.2	100	105.3
5	9.2	6	11	99.2	100	103.5
6	9	5	11	100	100	101.5
7	8.5	4	11	100	100	99
8	7.7	3	11	100.1	100	95.7
9	6	2	11	100	100	90.7
10	1	1	11	100	100	80.7
計	505	495	1000	1000	1000	

	設定事例 2						設定事例 3					
	講元収入			講元支出		講元一人当たりの掛銀	講元収入			講元支出		講元一人当たりの掛銀
	小掛銀額	掛戻銀額	小計	落札銀	小掛銀額		掛戻銀額	小計	落札銀			
1	13	10	—	130	100	103	11.5	10	—	115	100	101.5
2	12	9	10	118	100	105	11	9	10	109	100	102.5
3	11	8	10	108	100	106	10.5	8	10	104	100	103
4	10	7	10	100	100	106	10	7	10	100	100	103
5	9	6	10	94	100	105	9.5	6	10	97	100	102.5
6	8	5	10	90	100	103	9	5	10	95	100	101.5
7	7	4	10	88	100	100	8.5	4	10	94	100	100
8	6	3	10	88	100	96	8	3	10	94	100	98
9	5	2	10	90	100	91	7.5	2	10	95	100	95.5
10	4	1	10	94	100	85	7	1	10	97	100	92.5
計	550	450	1000	1000	1000	1000	550	450	1000	1000	1000	

(単位は匁)

通常経営の無尽に参加する講衆は、計算上の便宜から一〇人ということにする。会合一回につき落札者一人が決定されるものとすれば、運営回数は一〇回（一年に一回の開催が多いから運営期間は一〇年）である。また講元の収支には差額が生じない、つまり経営利益がないということを前提にしよう。

さて、講衆が納める掛銀には小掛銀と掛戻銀の二種類がある。小掛銀とは、初回から落札銀取得までの各回ごとに、いわば積み立てていく掛銀である。これに対して掛戻銀は、

落札銀を取得できた講衆が、その次の回から満会（最終回）まで掛け戻し続ける掛銀である。講元の手元では、小掛銀・掛戻銀の両者合計（講元にとっての収入）と、落札銀の合計額（講元にとっての支出）とが一致しなければならぬ。

次に、掛銀（小掛銀・掛戻銀）と落札銀の具体的な額の設定方法であるが、まず落札銀の額が決定される。ここでは一〇〇匁としよう。講元はこの落札銀を講衆一〇人に支払わねばならないから、講元の支出合計は一〇〇匁（一貫目）である。次いでこの落札銀の

額に基づいて、掛戻銀の額が決められる（第一表の事例1の第二列目）。これは落札銀額を運営回数で割った額をやや上回るように設定される場合が多いようで、事例1では一匁ということにした。掛戻銀を納める人数であるが、第一回落札者はその次の第二回から満会まで、第二回落札者はその次の第三回から満会まで、というように掛戻銀を納めることになるから、第二回での掛戻人数は一人、以下一人ずつ増えていって最終回には九人となるのである。

このように掛戻銀が設定された後、今度は小掛銀の額が算出される（第一表の事例1の第一列目）。第一回の小掛銀の額は、これだけで落札銀一〇〇匁を捻出しなければならぬから、一人当たりは一〇匁である。第二回には、掛戻銀一匁を納める者が一人（第一回落札者）いるから、この分を引いた残り八匁を落札銀未取得の講衆九人で割って、一人当たり九匁九分である（ただし四捨五入の都合で講元収入の小計が一〇〇匁になっていないが、本来は一〇〇匁とならねばならない）。次いで第三回の場合には、掛戻銀を納める者

が二人いるから小計二匁。これを落札銀一〇〇匁から引いた残り七八匁を、落札銀未取得の八人で割って、一人当たり小掛銀九匁八分となる。以下同様にして第一〇回まで算出されるのであって、最終回の小掛銀はわずかに一匁の支払いでよいことになるのである。

それでは、以上のような原則で設定されている小掛銀・掛戻銀を支払っていくと、講衆一人当たりの掛銀（小掛銀と掛戻銀）の合計額はどのようになるのであろうか。これを計算したのが「講衆一人当たりの掛銀」欄である。第一回落札者は、第一回小掛銀一〇匁を支払い、その次に落札銀一〇〇匁を取得し、翌第二回から最終回までは掛戻銀一匁を支払い続けるのであるから、以上の合計は一〇九匁となるのが分かる。第二回落札者の場合には、第一・二回の小掛銀を支払い、落札銀一〇〇匁を取得し、第三・一〇回には掛戻銀一匁ずつを払い戻し続けるから、合計で一〇七匁九分を支払わねばならない。以下同様計算されているのであって、第七回落札者以降は、落札銀よりも掛銀合計の方が少額になってしまふ。掛銀の全般的な傾向として

は、早い回の落札者は多額の掛銀を支払い、遅い回の落札者は少額の掛銀を支払うようになっているのである。また落札銀の額は均一であり、落札銀取得者は満会まで掛銀を払い戻し続けなければならない。以上をまとめると「漸減掛銀・均一落札銀・掛戻」型と類型化できるのである。

ところで、右に述べたような設定原則を一応踏まえて、それぞれの額がもう少し単純なものにならないかを探ってみよう。試みにいくつかの数値を設定してみたところ、第一表の設定事例2・3のような場合に、比較的単純な数値となることが分かった。

設定事例2は、第一回の小掛銀を一三匁とし、以下一匁ずつ減額されるようにするとともに、掛戻銀は一〇匁としたものである。こうすると講元は、小掛銀で小計五五〇匁、掛戻銀で小計四五〇匁、以上二項目合計で一〇〇匁（一貫目）を集めることになる。落札銀は一〇〇匁ずつ、合計一〇〇〇匁（一貫目）である。また設定事例3では、第一回小掛銀を一匁五分とし、以下五分ずつ減額されていくように設定し、掛戻銀は一〇匁ずつとし

たもので、このような数値でも合計一〇〇〇匁（一貫目）が集められるのである。なお事例2・3の場合の「講衆一人当たりの掛銀」について眺めておくと、最高額を支払うのが必ずしも第一回落札者になってはいないものの、全般的には「漸減掛銀」型とみなしてよであろう。

ところで、落札銀を取得してしまった者がはたして満会まで掛戻銀を支払い続けてくれるかどうかはすこぶる重大な問題であって、もし途中でこの落札者の掛け戻しが滞るような事態が発生したならば、無尽の経営そのものが解体してしまうことになる。そのために講元は、落札者が落札銀を受け取る際に、必ずそれに対応した担保を提供させておかねばならなかった。それが抵当権設定のための土地売券である。そして満会まで滞りなく掛戻銀が支払われたならば、その担保の土地は落札者に戻されるのであるが、掛け戻しが滞った場合や、無尽が解体してしまうような事態を迎えた場合には、担保は講元の所有に帰することになったのである。

## 二

さて次に、本稿で紹介しようとする百五拾人講は、前節に述べたような掛銀の設定方法とは全く相違した無尽である。というのは、掛銀が小掛銀の一種類しかないからである。まず史料の一部を引用して、運営のあり方を見ておきたい。

一、壹ヶ年兩度、掛金壹歩宛。会毎二振鬮  
并入札ヲ以除除キ、十七ヶ年半之内ニ、

段々相済候事。（中略）

一、銀百目宛、貳人江渡ス、但内壹人ハ入  
札。

一、同百拾五匁五分、壹人江渡ス。

一、同百三拾六匁宛、貳人江渡ス、但内壹  
人ハ右同断。（下略）

講衆の人数は、名称に示される通りに一五〇人である。彼らが毎回掛ける小掛銀は「金壹歩」と見えている。金・銀の交換比率は、普通には金一兩 $\parallel$ 金四分 $\parallel$ 銀六〇匁とされるから、「金壹歩」 $\parallel$ 銀十五匁と換算すればよさそうであるが、実はそうはいかない。と言うのは、その比率で計算したのでは、この百五拾人講の講元に重大な収入の不足を生じてし

第2表 百五拾人講の講元の収支状況、および講衆一人当たりの取得銀・掛銀

	講元の支出			講元の収入			講衆一人当たり		
	落札銀	人数	(間差)	人数	小掛銀15匁の場合の小計	小掛銀22匁の場合の小計	取得銀	小掛銀15匁の場合の累計	小掛銀22匁の場合の累計
1	100	2		150	2250	3300	100	15	22
2	115.5	1	15.5	148	2220	3256	115.5	30	44
3	136	2	20.5	147	2205	3234	136	45	66
4	151.5	1	15.5	145	2175	3190	151.5	60	88
5	172	2	20.5	144	2160	3168	172	75	110
6	187.5	1	15.5	142	2130	3124	187.5	90	132
7	208	2	20.5	141	2115	3102	208	105	154
8	223.5	1	15.5	139	2085	3058	223.5	120	176
9	244	2	20.5	138	2070	3036	244	135	198
10	259.5	1	15.5	136	2040	2992	259.5	150	220
11	280	2	20.5	135	2025	2970	280	165	242
12	295.5	1	15.5	133	1995	2926	295.5	180	264
13	316	2	20.5	132	1980	2904	316	195	286
14	331.5	1	15.5	130	1950	2860	331.5	210	308
15	352	2	20.5	129	1935	2838	352	225	330
16	367.5	1	15.5	127	1905	2794	367.5	240	352
17	388	2	20.5	126	1890	2772	388	255	374
18	403.5	1	15.5	124	1860	2728	403.5	270	396
19	424	2	20.5	123	1845	2706	424	285	418
20	439.5	1	15.5	121	1815	2662	439.5	300	440
21	460	2	20.5	120	1800	2640	460	315	462
22	475.5	1	15.5	118	1770	2596	475.5	330	484
23	496	2	20.5	117	1755	2574	496	345	506
24	511.5	1	15.5	115	1725	2530	511.5	360	528
25	532	2	20.5	114	1710	2508	532	375	550
26	557.5	3	25.5	112	1680	2464	557.5	390	572
27	557.5	3	0	109	1635	2398	557.5	405	594
28	588	4	30.5	106	1590	2332	588	420	616
29	588	4	0	102	1530	2244	588	435	638
30	623.5	5	35.5	98	1470	2156	623.5	450	660
31	623.5	5	0	93	1395	2046	623.5	465	682
32	664	6	40.5	88	1320	1936	664	480	704
33	664	6	0	82	1230	1804	664	495	726
34	709.5	38	45.5	76	1140	1672	709.5	510	748
35	730	38	20.5	38	570	836	730	525	770
計	88931				62970	92356			

(単位は匁)

まうからである。この小掛銀の額については、ここでもまず運営の全体を第一表によって示すことにしよう。

小掛銀「金巻歩」を徴収した講元は、次に振り廻りまたは入札で落札者を決定し、落札銀

を手渡す。この落札銀については右の史料に

記される通りで、第一回は一〇〇匁、第二回は一一五匁五分、第三回は一三六匁と次第に増額されていき、以下第二表の「講元の支出」

の落札銀の欄のような設定になっている。満会の落札銀は実に七三〇匁にもなるのである。

落札者の人数は、第一回が二人、第二回が一人、第三回が二人というように設定されており、第二六回以後ではその人数が急増して、

第三四・三五回には三八人ずつもが落札銀を取得できるようになっている。そして、以上のような設定の落札銀で講元が支払うべき銀子は、最下部の合計欄のように総計八八貫九三匁となるのである。

なおこの落札銀の設定原則を知るために、各回の落札銀の差額（この差額を以下では間差と呼ぶことにしたい）を求めてみると、「講元の支出」の間差の欄に示したごとくになる。すなわち第一回落札銀と第二回落札銀との間差は一五匁五分、第二―三回の間差は二〇匁五分、第三―四回の間差は一五匁五分、以下

同様の規則性をもって間差が設定されており、第二五―二六回の間差からやや変則的な設定

となっているのである。

ところで落札銀を取得した者は、通常の無尽であれば、満会まで掛戻銀を払い戻し続けるのであるが、この百五拾人講の場合には、この掛戻銀が設定されていない。先の史料に

も、このような運営方法を指して、落札者を「取除キ」「段々相済候」と記されていた。つまり講衆にとつては、落札銀を取得した時点で組織を脱会して、それで終わりなのである。いささか穩当を欠く表現を敢えて用いるならば、「勝ち逃げ」のような印象すら抱かせる無尽である。この点が、これまでに見た多くの無尽とは著しく相違しているところなのである。そこでこのような百五拾人講を類型化して表現するならば、小掛銀のみを積み立てていき、その積み立てた小掛銀累計にほぼ比例した落札銀を取得し、そして落札銀取得の時点で組織を脱会する点が特徴なのであるから、「積立掛銀・比例落札銀・脱会」型と呼ぶことができるであろう。

なお落札者の決定には、振り鬮によるほか入札制でも決められると見えていた。この場合には小掛銀納入の前に入札が実施されたの

であろう。そしてその回に納入すべき小掛銀の額に關して、当初予定の小掛銀額を上回る

最高額を記入した者が落札者に決定され、その落札者は直ちにその上乘せ分を小掛銀に加えて収め、しかる後に落札銀が手渡されたものであろう。ただし、こうした入札制を考慮した説明を行うとすこぶる繁雑になるので、以下の記述では入札制を除外しておきたいと思ふ。

そこで次に、「講元の収入」となる小掛銀「金壹歩」について考えるが、まず金・銀の交換比率を金一分〇銀一五匁と仮定して、「小掛銀一五匁の場合の小計」の欄を見てみよう。第一回では講衆全員の一五〇人が小掛銀を二五匁ずつ掛けるので、小計は二貫二五〇匁となる。第二回には、落札銀を取得した二人を除いた一四八人が一五匁ずつ掛けるから、小計

二貫二〇匁の収入である。以下同様に徴収されて、総計で六二貫九七〇匁の収入となるのであるが、しかしこの収入では、講衆に支払うべき落札銀の総計八八貫目余にはとうてい不足なのである。それでは、一人一回当たりの小掛銀をいっ

たいいくらにすれば、必要な落札銀総額が集められるのであろうか。これを試算してみたところ、二二匁に設定すればよいことが分かった。すなわち二二匁の場合には、小掛銀の総計が九二貫三五六匁となつて、ようやく講元に必要な落札銀総計八八貫目余を上回るのである。とすれば、先に引用した史料の「金壹歩」は、銀二二匁を意味したということにならう。しかしこの換算比率についての結論がはたして妥当かどうかはまだ疑問の余地がありそうなので、ここでは一応保留ということにしておきたい。

最後に、講衆一人当たりの取得銀(落札銀)と小掛銀累計とを比較して、眺めておくことにしよう。講元の収支合計に無理のない小掛銀二二匁の場合を取り上げることにする。第一回の落札者は、わずかに二二匁の小掛銀納入で、落札銀一〇〇匁を取得する。第二回落札者も、四四匁の小掛銀納入で一五匁五分の落札銀を取得するのである。先に「勝ち逃げ」のような印象があると表現したのはこのことである。しかしこのように、落札銀に比較して小掛銀累計が少額ですむのは第一七回

落札者までであつて、第一八回落札者から以降は、落札銀よりも小掛銀累計のほうが多額に設定されており、量も大きく乖離するのは第三三回落札者(六人)で、小掛銀累計より落札銀は六二匁も少なくなつてゐるのである。このように遅い回の落札者が掛銀を下回つた落札銀しか取得できないというのは、一般的な無尽の掛銀設定の原則を眺めた目からすれば、いささか不合理な感をすら抱かされると言わざるを得ないのである。

三

前節で検討した百五拾人講の掛銀はかなり複雑な設定となつていたのであるが、これをもう少し単純化した数値に置き換えて、より一般的な形式にできないものであろうか。もしこれができれば、小掛銀だけで運営される特殊な無尽の掛銀設定原則が、より明瞭に理解できるに違いない。そこで作成したのが第三表である。

この無尽の特徴は、「積立掛銀・比例落札銀・脱会」型と類型化したように、小掛銀の積み立て、その積み立てた小掛銀累計に

ほぼ比例した落札銀を取得し、かつ落札銀取得の時点で組織を脱会するという点にある。

第3表 「積立講」の落札銀の設定原則

	講元収入			講衆一人の小掛銀累計	設定事例1		設定事例2		設定事例3	
	小掛銀	人数	小計		落札銀	(間差)	落札銀	(間差)	落札銀	(間差)
1	10	9	90	10	10	10	14	9	18	8
2	10	8	80	20	20	10	23	9	26	8
3	10	7	70	30	30	10	32	9	34	8
4	10	6	60	40	40	10	41	9	42	8
5	10	5	50	50	50	10	50	9	50	8
6	10	4	40	60	60	10	59	9	58	8
7	10	3	30	70	70	10	68	9	66	8
8	10	2	20	80	80	10	77	9	74	8
9	10	1	10	90	90	10	86	9	82	8
計			450		450		450		450	

(単位は匁)

こうした特徴を持つ無尽を、以下では「積立講」と仮称したい。

「積立講」では、小掛銀が一定額に設定されるという点、まず大きな特徴である。ここでは一〇匁としよう。次に運営回数は奇数にする、と理解し易い(偶数でも可能ではあるが、百五拾人講の場合にも運営回数は三五回と奇数であった)。この奇数回運営という点に基づき、講衆も奇数の九人とする。さて第一回に、講衆九人は小掛銀一〇匁ずつを支払い、鬮により落札者一人が決定されて落札銀が手渡される。第一回落札者はこれで脱会である。次いで第二回は、講衆八人が小掛銀一〇匁ずつを支払い、落札者一人に落札銀が渡され、落札者は脱会していく。以下同様の方法であつて、「講衆一人の小掛銀累計欄」に示したように、第一回落札者は一〇匁、第二回落札者は二〇匁しか掛銀を支払わずに、それぞれ落札銀を取得できるのである。

さてそこで問題は落札銀の額であるが、まず設定事例1では、この落札銀の間差を一〇匁として考えてみた。すると第一回落札銀は一〇匁、第二回は二〇匁、第三回は三〇匁と

いうようになり、小掛銀累計と同額になったのである。落札銀合計も小掛銀合計と同額の四五〇匁となり、講元の運営利益を生じないという前提を満たしている。次に設定事例2

では、この間差を九匁にとつてみたところ、落札銀は第一回が一四匁、第二回が二三匁、下つて最終回は八六匁というようになった。さらに間差を八匁にした設定事例3では、第一回落札銀は一八匁、第二回は二六匁、下つて最終回には八二匁となった。いずれも合計は四五〇匁となつて条件に合致している。それではいっそのこと間差をなしにすればどうなるかと言つと(表には記載せず)、落札銀は全部が五〇匁になつてしまふのである。そして以上のような事例で注目すべきところを上げれば、中間の第五回の落札銀がいずれの場合にも五〇匁である点、そしてそれは第一回と最終回の落札銀の平均額になつていふ点である。「積立講」の落札銀の設定原則はこのようになつていたのである。

なおここでの事例は運営利益なしを前提としたが、もし運営利益が必要であるならば、落札銀の額を全体的に低くすればよい(例えば

ば全て二匁ずつ減ずるといふように)。そうすれば講元の手元には、かなりの収支差額が利益として残されることになる。

#### おわりに

これまでの検討で明らかにできた点を、最後に簡単にまとめておきたい。

通常の「漸減掛銀・均一落札銀・掛戻」型の無尽には、講衆の掛銀として小掛銀と掛戻銀との二種類があり、その両者の合計額から落札銀が支払われていた。しかるに、寛政二年(一八〇〇)から敦賀で經營された百五拾人講は、小掛銀しか掛けないという特殊な運営方法をとるもので、本稿ではこれを「積立掛銀・比例落札銀・脱会」型と類型化し、また「積立講」と仮称することにした。

「積立講」では、講衆の納める小掛銀は一定額である。そして落札銀を取得できた時点で落札者は脱会することになつていた。だから、早い回で落札できた者は比較的少ない掛銀しか納めておらず、またそれに見合つて落札銀も低額ではあつたが、それでも小掛銀累計を上回る落札銀が取得できた。この上回つ

た部分は、後半の落札者の掛銀の一部が振り向けられているのである。他方、落札回の遅れる者は、その回数に見合って、より多額の小掛銀を支払うことになる。もちろん落札銀も、それにほぼ比例して次第に高額になるように設定されているが、後半の落札者の小掛銀累計は落札銀の額を下回るものでしかない。この下回った差額は、前半の落札者に回されていたのである。

以上のような原則で運営される「積立講」は、運営の前半で落札できたならば、小掛銀をかなり上回った落札銀が取得できるから、講衆の射幸心は相当地に煽られたのではないかと思われる。また逆に運営後半の落札者は、小掛銀累計をそのまま落札銀として取得することはできないものの、落札した時には一度にかなり多額の銀子が入ってくるので、いわば無利子・手数料引去の積立預金を、長期間にわたって行うようなものであったと言えよう。

## 注

1 拙稿「近世若狭の無尽経営」(『若越郷土研究』

第三五卷三号、一九九〇年)、「近世越前の無尽経営」(『武生市史編さんだより』第二一号、一九八九年)、「近世無尽の掛銀設定の原則」(『福井県史研究』第七号、一九九〇年)。

2 「年賦調達百五十拾人講任法帳」(『坂口秀治文書』第一号)「敦賀市史」史料編第四卷上)。